

令和2年度愛媛県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業 実施要綱（介護分）

（目的）

第1条 本事業は、令和2年6月19日老発0619第1号厚生労働省老健局長通知の別紙「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）実施要綱」に基づき、介護サービス事業所・施設等（以下「介護サービス事業所等」という。）における感染症対策の徹底、サービス利用休止中の利用者に対する利用再開に向けた働きかけや感染症防止のための環境整備の取組に対して支援を行うとともに、感染防止対策を講じながら、介護サービスの継続に努めた職員に対して慰労金を支給することにより、最大限の感染症対策を継続的に行いつつ、高齢者やその家族の生活を支えるために必要な介護サービスを提供する体制を構築することを目的とする。

（事業主体）

第2条 本事業の実施主体は、愛媛県（以下「県」という。）とする。

（事業の内容）

第3条 本事業の内容は次に掲げるとおりとする。

- (1) 介護サービス事業所等が、感染症対策を徹底した上で、サービスを提供するために必要なかかり増し経費の補助を行う。
- (2) 訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所及び多機能型サービス事業所が、サービス利用休止中の利用者への利用再開支援を行った場合に必要となる経費の補助を行う。
- (3) 在宅サービス事業所が、「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」）を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に係る経費の補助を行う。
- (4) 介護サービス事業所等に勤務する職員は、感染すると重症化するリスクが高い利用者との接触を伴うこと、継続して提供することが必要な業務であること及び介護施設・事業所での集団感染の発生状況を踏まえ、相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って、業務に従事していることに対し、慰労金を給付する。

（その他）

第4条 県は、前条に掲げる補助事業の実施に当たっては、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

なお、介護報酬及び他の国補助金等で措置されているものは、本事業の対象としない。

附 則

この要綱は令和2年7月21日から施行し、令和2年4月1日から適用する。